

社団法人再開発コーディネーター協会「北海道Qの会」運営細則

（名称）

第1条 本会は、社団法人再開発コーディネーター協会「北海道Qの会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、社団法人再開発コーディネーター協会（以下「協会」という。）「Qの会」取扱い要領に基づき、北海道在住又は在勤の再開発プランナー等を対象に、再開発に関する調査・研究・研修・情報交換等を行う。

（会員）

第3条 本会の会員は、次のうち本会に入会の申込みをした者とする。

- 一 協会会員（法人会員に所属する者及び賛助会員を含む。）
- 二 再開発プランナーの資格を有する者
- 三 再開発プランナーの資格取得を将来希望する者

（幹事）

第4条 本会には、前条第一号にある協会会員の中から、次の幹事を置く。

- 一 代表幹事 1名
- 二 副代表幹事 1名
- 三 会計幹事 1名
- 四 幹事 5名以内

（予算及び決算）

第5条 本会の毎年度予算及び決算は、代表幹事が召集する総会の出席者の過半数をもって決定する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本会は、第1項の決定後、協会が別に定める書式により、当該年度当初に事業の実施計画、当該年度終了後に事業の実施報告を、速やかに、本会の代表幹事名で協会の会長宛に提出するものとする。

（退会）

第6条 本会を退会しようとする会員は、事務局にその旨報告する。

2 再開発プランナーの資格を失い会員継続を希望しない者は、本会を退会したものとする。

（事務局）

第7条 本会の事務局は、社団法人北海道まちづくり促進協会に置く。

平成19年3月1日改正